

平成28年3月15日

滋賀県知事

三日月大造 殿

# 滋賀県死因究明等推進協議会 第一次提言

滋賀県死因究明等推進協議会 委員一同

## 要 旨

滋賀県民の生命の尊重と尊厳の保持を前提に、県民生活の安定、公共の秩序の維持、公衆衛生の向上を目的とした、死因究明等の推進を提言する。

本県において、先ず取り組むべき重点施策を挙げる。

1. 死因究明協議会の継続的活動（知事部局、死因究明等推進協議会）
2. 専門的機関として、滋賀医科大学が実務、教育、研究の拠点となる。また長期的な人材確保に向けた施策を推進する（知事部局、大学）
3. 医師会・歯科医師会と警察が合同研修会を開催し、死因究明等に係る警察官の資質向上を行う（検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会）
4. 死亡診断を行う一般医師の資質向上を行う（知事部局、大学、医師会、病院協会）
5. 死体検案、身元確認等に従事する医師・歯科医師の資質向上を行う（知事部局、医師会、病院協会、歯科医師会）
6. 警察において、死因究明等の推進に関する基本理念を再認識し、死因究明等に関する体制の整備・強化を行う（検察、警察）
7. 死体検案に従事する医師を確保し、継続的に検案に従事する医師が充足できるようにする（知事部局、警察、医師会、病院協会）
8. 解剖の重要性を認識し、相応の解剖率（全国平均程度あるいはそれ以上）が維持できるようにする。また、相当数の解剖が実施できるよう、費用や人員の整備を図る（知事部局、検察、警察、大学）
9. 速やかに死体検案が行えるよう、死者の病歴照会が円滑に実施できる体制を構築する（知事部局、警察、医師会、病院協会、薬剤師会）
10. 在宅での看取りに対処できるよう、死亡診断をめぐる体制の改善をすすめる（知事部局、警察、医師会、病院協会）

11. 大規模災害時に適切な対応がとれるよう、死因究明等に携わる関係者が横断的に参加する訓練を定期的実施する（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）
12. 死因究明等に関する薬毒物、食中毒・感染症等の検査を県内で実施できるように科学捜査研究所及び大学の連携、体制整備を行う（知事部局、検察、警察、大学）
13. 死因究明等における死亡時画像診断の有効性と機器の整備について検討を進め、読影する医師の資質向上を図る（知事部局、検察、警察、大学、医師会、病院協会）
14. 身元不明死体の身元確認が円滑に行えるよう、歯科医師会との連携を強化し環境整備を推進する（検察、警察、歯科医師会）
15. 身元不明死体の身元確認が円滑に行えるよう、医療情報を有効活用する体制を整備する（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、薬剤師会）
16. 身元確認のためのデータベース構築に向けて、医療情報、歯牙所見、DNA型情報の保管・利用について検討を進める（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）
17. 死因究明により得られた情報を専門家や関係機関・団体等が有効活用し、県内の安全確保、公衆衛生の向上に利用できるようにする（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）
18. 死因究明により得られた情報をもとに、本県における死因究明の状態を客観的に評価し、適正な制度の運用を図る（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）
19. 死因究明に関する制度の情報公開を推進し、死因究明等に関する相談窓口を設置する（知事部局、検察、警察、大学、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）
20. 死因究明等により得られた情報の遺族等に対する説明を促進する（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）

本報告書は、政府の働きかけに基づいて、滋賀県における死因究明等の施策の自主的な取り組みを推進する礎になるとともに、死因究明等の地域間格差の解消や県民等からの相談・要望等を受ける体制の構築に役立つことを目的とする。

## はじめに

わが国では、高齢化や核家族化を反映し、異状死体が増加しつつある。しかしながら、死因究明制度は十分なものではなく、正確な死因が究明されないことによる犯罪の見逃しや民事上の紛争も散見される。さらに、東日本大震災に代表される大規模災害に際し、身元の確認作業が重要な役割を担うことから、平素よりその体制整備が求められている。このように、わが国では死因究明及び身元確認（以下、死因究明等と記す）の実施に係る体制強化及び充実が喫緊の課題になっていることを踏まえ、政府は死因究明等推進計画（平成26年6月、内閣府）を策定した。これは、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものである。この中で、まず、死因究明等は高い公共性を有するものであり、政府及び地方公共団体を始め社会全体が追求していくべき重要な公益性を有すると位置づけられた。そして、地方において、知事部局を始めとした関係機関・団体等が協議する場（死因究明等推進協議会）を設置するなどし、関係機関・団体等の連携体制を構築することを求めるとともに、死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備に向けて努力するように求めた。

これを受け、滋賀県では平成27年度に知事部局、保健所長会、検察、警察、大学、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会の代表者から構成される滋賀県死因究明等推進協議会を設置した。第1回協議会は平成27年6月2日に内閣府死因究明等施策推進室参事官補佐の出席の元に開催された。これは全国で4番目の立ち上げであり、近畿地方では初となった。その後、平成28年2月15日まで計4回の協議会を開催し、本報告書をまとめるに至った。

本報告書は、政府の働きかけに基づいて、滋賀県における死因究明等の施策の自主的な取り組みを推進する礎になるとともに、死因究明等の地域間格差の解消や県民等からの相談・要望等を受ける体制の構築に役立つことを目的とする。

## 実施すべき施策の確認

死因究明等推進計画では、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として以下の 8 項目が挙げられている。

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実
5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

本協議会では、これらの重点的施策を推進すべく、本県における状況を鑑みた。そして、必ずしも十分な対策が講じられていなかった点を、本県における問題点と位置付けた。これら問題点に対して適切な対策を講ずることによって、死因究明等に関する施策を一層推進していく必要があるとの観点から、重点施策の項目毎に本県においてまず取り組むべき事項を掲げた。そして、対策を講じる主たる関係機関・団体等についても併せて具体的に示した。

## 本県における問題点と推進すべき課題

### 1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の整備

課題1：死因究明協議会の継続的活動（知事部局、死因究明等推進協議会）

政府は地方公共団体に対して死因究明等推進協議会の設置・活用を求めるとともに、同会で検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求めている。したがって、平成27年度に本協議会が取りまとめた本報告をもとに、滋賀県内で重点的施策等が推進されるべきである。今後、まず取り組むべき課題を中心に、社会情勢や環境の変化を踏まえつつ適切な対策を講じる必要がある。この点において、当協議会が次年度以降も継続的に活動し、その施策が十分機能しているかを評価し、適宜、施策の具体化に向けて中心的な役割を果たすことが望まれる。

課題2：専門的機関として、滋賀医科大学が実務、教育、研究の拠点となる。また長期的な人材確保に向けた施策を推進する（知事部局、大学）

政府は、法医学等に関する知見を有する専門的機関として、地方における既存の体制を活用しつつ、死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備に向けて努力するよう促している。滋賀県では滋賀医科大学の法医学部門が法医解剖を始めとした死因究明に携わってきた実績があり、かつ解剖等に関する設備を有する。したがって、今後も滋賀医科大学が県内の死因究明等に関する専門的機関としての役割を果たすのが合理的である。なお、今後は体制の整備に向けて機能の強化を図る必要がある。

### 2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

再掲 課題2：専門的機関として、滋賀医科大学が実務、教育、研究の拠点となる。また長期的な人材確保に向けた施策を推進する（知事部局、大学）

前項の課題2を推進することで対応する。文部科学省においては、死因究明等に係る者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すように努めているが、本県においても拠点が中心となり、将来的に死因究明等の実務に取り組む人材が確保できるよう長期的対応が望まれる。

### 3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

課題3：医師会・歯科医師会と警察が合同研修会を開催し、死因究明等に係る警察官の資質向上を行う（検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会）

死因究明等に係る警察官が十分な知識や技能を備えていないことで、適切な業務の遂行に支障を来すことや紛争の原因になることもある。そこで、死因究明等が専門的な医学的あるいは歯学的知識を有する点を勘案し、知識や技能の維持・向上を図るべく、相応の合同研修会に参加を求める。

課題4：死亡診断を行う一般医師の資質向上を行う（知事部局、大学、医師会、病院協会）

正確な死亡診断を行い正しく書類を記載できることは、医師として具有すべき最低限のことである。しかし、県内で交付されている死亡診断書（死体検案書）には不適切な記載が多く、公衆衛生の向上や個人の尊厳維持に支障を来している。したがって、医師は臨床研修の到達目標に明記されている死因究明等に関する項目について適切に行えるよう、研鑽を図る。また、関係機関・団体等は研修（講習）を開催し、実践的能力の向上を求める。また、保健所においても医療機関の立入検査や死亡小票の調査等をとおして診断書（検案書）の記載内容の確認や当該医師・医療機関に対する指導の在り方について検討を進める。



課題5：死体検案、身元確認等に従事する医師・歯科医師の資質向上を行う（知事部局、医師会、病院協会、歯科医師会）

死体検案や身元確認に従事する医師、歯科医師には、相応の知識と技術が要求される。現在、日本医師会が死体検案講習会を実施し、各地方の法医学に関する機関において実習がなされているように、専門的知識と技能の習得が継続的に行われるべきである。したがって、医師、歯科医師の実践的能力の向上や維持に向けて、県内で専門家による研修（講習）会を実施し、相応な回数参加するように求める。

#### 4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

課題6：警察において、死因究明等の推進に関する基本理念を再認識し、死因究明等に関する体制の整備・強化を行う（検察、警察）

死因究明等の推進は生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものである。したがって、人の死亡が単に犯罪行為に起因するものであるか否かの判断のみならず、自殺や労災事故の予防、感染症の早期発見など公衆衛生の向上を念頭においた対応が必要である。したがって、死因究明等にかかわる警察官のみならず、管理職等を含めた警察職員がその意義を正しく理解し、警察組織全体として体制の整備・強化を行うとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に努める。

#### 5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

課題7：死体検案に従事する医師を確保し、継続的に検案に従事する医師が充足できるようにする（知事部局、警察、医師会、病院協会）

年間約1600件の死体検案が支障なく行われるためには、各地域で死体検案に従事する医師を十分に確保する必要がある。また、今後は異状死体数も増加すると予想され、さらなる体制の強化が求められる。平成26年度に県下で年間4体以上の死体検案に従事した医師は

35人であり、その扱い数は最大で67体と偏りが大きい。また、県下の警察署別では、死体検案に従事する医師数も1人～7人と差がある。したがって、地域毎に個人に負担がかからぬように十分な検案担当医師を継続的に確保する必要がある。これに向けて、検案医の待遇改善やキャリアパスの充実に関する検討を推進する。

課題8：解剖の重要性を認識し、相応の解剖率（全国平均程度あるいはそれ以上）が維持できるようにする。また、相当数の解剖が実施できるよう、費用や人員の整備を図る（知事部局、検察、警察、大学）

異状死体に対して解剖をとおして正確な死因を究明することは、前記のとおり個人の尊厳の保持、公共の秩序の維持、公衆衛生の向上につながる。これまでも政府の会議において、解剖率の多寡によって死因が変わること、わが国の異状死体解剖率が11.2%であり、英国（45.8%）、スウェーデン（89.1%）、オーストラリア（53.5%）より著しく低いことも指摘されてきた。これに対して政府関連の研究会、衆議院関連委員会のなかでも解剖率を20%まで引き上げることを当面の目標にするなどの発言があった。滋賀県では、平成26年の法医解剖数は91体と当該年における異状死体の5.6%であった。この割合は全国平均を大きく下回り、かつ近畿の府県中で最低である。したがって、死因究明等に従事する者が剖検の重要性を再認識し、当面の目標として剖検率が全国平均を上回るよう善処する必要がある。また、本県で十分な解剖が継続的に実施できるよう、設備や人員の維持を図る。

課題9：速やかに死体検案が行えるよう、死者の病歴照会が円滑に実施できる体制を構築する（知事部局、警察、医師会、病院協会、薬剤師会）

死体検案においては、内服薬剤等を含めた死者の病歴確認が必須である。死体検案は夜間にも行われるため、しばしば主治医と警察官又は検案担当医との間で、円滑な情報交換ができないことがある。一方、病歴等は患者の個人情報であることから、その情報提供においても注意を払う必要がある。そこで、県内の各地域における実情を踏まえたうえで、個人情報

が十分に保護されたうえで、死者の病歴等に関する情報が検案医に速やかに伝えられる体制を構築する。

課題 10：在宅での看取りに対処できるよう、死亡診断をめぐる体制の改善をすすめる（知事部局、警察、医師会、病院協会）

在宅医療や介護の推進に伴って、終末期患者の看取りが円滑に行える体制が求められる。しかし、当該患者の最期において、家族が救急要請を行うことで病院へ搬送され、在宅での看取りが叶わないことがある。また、終末期患者の救急搬送に伴い、県内の救急医療体制に弊害が生じることも懸念されている。そこで、終末期患者に対して在宅での看取りや死亡診断が円滑に行えるように関係者への教育・啓発活動と県民の理解を得る取り組みを推進させる。

課題 11：大規模災害時に適切な対応がとれるよう、死因究明等に携わる関係者が横断的に参加する訓練を定期的実施する（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）

死因究明等の推進において、大規模災害時における体制を平素から整備しておくことが求められる。特に身元の確認や死因究明が同時に、かつ、速やかに行われるよう、あらかじめ関係機関や団体等の連携体制を構築する必要がある。したがって、県内で実施される総合防災訓練を有効活用し、大規模災害時における死因究明等に関する体制が機動的に運用できるようにする。

## 6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

課題 12：死因究明等に関する薬毒物、食中毒・感染症等の検査を県内で実施できるように科学捜査研究所及び大学の連携、体制整備を行う（知事部局、検察、警察、大学）

危険ドラッグに代表されるように、既知及び未知の薬毒物が関連した異状死体が増加しつつある。当該薬毒物を正確に分析し、死因との関連を検討することは、犯罪行為の解明や公衆衛生の向上につながる。県内で薬毒物分析が行える既存の施設（科学捜査研究所、衛生科学センター、医科大学等）を有効利用し、その体制を強化する。今後の多種多様な事案に対応すべく、必要な機器及び人員配置と有機的な連携構築を推進する。

課題 13：死因究明等における死亡時画像診断の有効性と機器の整備について検討を進め、読影する医師の資質向上を図る（知事部局、検察、警察、大学、医師会、病院協会）

死亡時画像診断（以下 Ai と記す）は、死因究明の一助として広く利用されている。他府県では大学等に予算が充填され、死因究明に特化した CT が整備されている。滋賀県では死因究明に特化した CT がなく、現在では県内の 9 施設（病院）において診療の合間に Ai の協力を得ている。しかし、県内の死因究明に資すべく十分な供給ができておらず、実務に支障を来している。Ai の有効性については限定的であることも事実であり、有効に実施するための条件を検討する必要がある。また、Ai の実施においては、一般患者に対する画像検査を遅滞させることや、同じ設備で診療と死因究明を行うことに対する県民への不安を煽ることは避けなければならない。したがって、県内の死因究明等が円滑に遂行できるよう、Ai の有効性と機器の整備について継続して検討を進める。また、Ai で得られた画像は生前の画像とは異なる特殊性がある点を考慮し、正確な読影が行えるよう医師の資質向上を図る。

## 7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

課題 14：身元不明死体の身元確認が円滑に行えるよう、歯科医師会との連携を強化し環境整備を推進する（検察、警察、歯科医師会）

身元不明死体の身元確認において歯牙所見の活用は有用な方法であり、先般発生した東日本大震災においても、身元が確認できた手段として最も多かったのが歯牙所見の採取及び照合である。政府は、大規模災害を念頭に置き、平素から所要の準備をすすめることを推進している。滋賀県では、歯科医師会において警察協力歯科医委員会を設置し、要請に応じた出動及びその準備及びを行っている。しかし、専門家の所見が得られない状態で身元確認が行われるなど、その資源が有効に活用されていない、あるいは出動時にその費用が補填されないなどの問題点がある。したがって、関係部署と歯科医師会が連携を密にし、歯牙所見を活用した身元確認が円滑に行えるように、環境整備を推進する。

課題 15：身元不明死体の身元確認が円滑に行えるよう、医療情報を有効活用する体制を整備する（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、薬剤師会）

身元不明死体の身元確認において、手術歴や処方記録などが活用されることがある。これらの情報は医療情報として当該医療施設等に保管されている。歯牙所見と同様に、身元確認時にこれらの情報が速やかに利用できるような連携体制を構築する。

課題 16：身元確認のためのデータベース構築に向けて、医療情報、歯牙所見、DNA 型情報の保管・利用について検討を進める（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）

前項の如く、医療情報等が身元確認に有用なことは周知のとおりであるが、先般発生した大震災等で当該施設から診療情報が消失した際の対応が今後の課題とされた。政府は厚生労

働省に対し、身元確認に資する歯牙情報の標準化とバックアップを推進する方策について検討を促した。一方、併せて身元確認において医療情報やDNA型情報が利用されているが、これらの情報についても同様に保管した上で、対照する仕組みを構築しなければならない。したがって、今後、身元確認のためのデータベース構築を前提に、手術歴等を含めた医療情報、歯牙所見、DNA型情報について整理・保管・対照する仕組みを検討していく。

## 8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

課題 17：死因究明により得られた情報を専門家や関係機関・団体等が有効活用し、県内の安全確保、公衆衛生の向上に利用できるようにする（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）

死因究明に関する情報を用いて専門的知見から分析を行い、将来における犯罪や事故予防、疾病の予防や衛生状態の向上に役立てることは、県内の安全確保、公衆衛生の向上のために必要である。特に交通事故死、自殺、労働災害死の予防などは、所管する省庁などが掲げている問題であり、本県でも実現に向けた効果的な取り組みが求められる。このような目的を遂行するためにも、専門家や関係機関・団体等が情報を有効活用できる体制を構築する。

課題 18：死因究明により得られた情報をもとに、本県における死因究明の状態を客観的に評価し、適正な制度の運用を図る（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）

本県における死因究明に関する実態が適正であるか、また正しく運用されているかは本協議会で継続して評価したうえで、適切な助言が行われるべきである。これについては、県として社会情勢の変化を十分踏まえた上での自主的な取り組みがなされているかをより客観的に評価したうえで、制度の運用を推進する必要がある。したがって、県外の有識者などを含めて助言や評価を求めるようにする。

課題 19：死因究明に関する制度の情報公開を推進し、死因究明等に関する相談窓口を設置する（知事部局、検察、警察、大学、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）

本県では、死因究明に関する制度の内容について県民に対する情報提供が欠如していた。したがって、家族に突然の死が訪れてきたとき、その手続きや対応に苦慮することや、状況を正しく認識できないことによる精神的苦痛を受けることがあった。さらに、啓発がなされていない故、死因究明等に関する活動に対して県民の理解が十分に得られていないのが現状である。また、関係者の対応が不十分であることで、不満や紛争が生じることもある。したがって、県民に対して、制度に関する十分な情報公開を行うとともに、死因究明等に関する制度について、県民のさらなる理解を得る必要がある。また、死因究明等は、個人の尊厳や保険金の授受など、基本的人権にかかわる重要な問題と関係していることから、個々の問い合わせに応需できる体制の構築について検討を進める。

課題 20：死因究明等により得られた情報の遺族等に対する説明を促進する（知事部局、検察、警察、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会）

医療において患者本人に十分な説明を行うことはインフォームド・コンセントの基本であり、医療法にも明記されている。医療においては、患者が死亡した場合においても家族等に詳細な説明を行うことが求められている。また、捜査関係者に対しては、犯罪被害者等への情報提供の充実も求められている。したがって、死因究明等においても、検察官、警察官、医療従事者などの関係者が丁寧な説明を行い、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちに配慮する必要がある。特に、検案結果、解剖結果、身元確認に関する専門的検査結果等は、当該専門家から直接説明を行い、遺族の疑問等に的確に対応できる体制を構築する。